

～外国人技能実習制度が新しく生まれ変わります!!!～

外国人技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしています。外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の債務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じる「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が、平成28年11月28日に公布され、平成29年11月1日に施行されることとなっています。

1 技能実習の基本理念及び関係者の責務 (技能実習法第3条～第6条)

<技能実習の基本理念>

- 技能実習は、技能等の適正な修得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければなりません。
- 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはいけません。

<国の責務>

- この法律の目的を達成するため、基本理念に従って、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければなりません。

<実習実施者の責務>

- 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、基本理念にのっとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければなりません。

<監理団体の責務>

- 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければなりません。

<技能実習生の責務>

- 技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければなりません。

2 技能実習計画(技能実習法第2章第1節)

<技能実習計画の認定>

- 技能実習を行わせようとする者は、**技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることになります。**

- 認定は、新設される外国人技能実習機構が担います。

<認定を受けた技能実習計画の実施>

- 実習実施者は、**認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせなければなりません。**

- 仮に違反があった場合には、改善命令や認定の取消しの対象になります。

<実習実施者の義務>

- 実習実施者は、初めて技能実習を開始したときに、届出が必要になります。

- そのほか、技能実習継続困難時の届出、帳簿の備付け、実施状況報告等を行わなければなりません。

～ 技能実習計画の認定、技能実習生の受け入れフロー(団体監理型) ～

